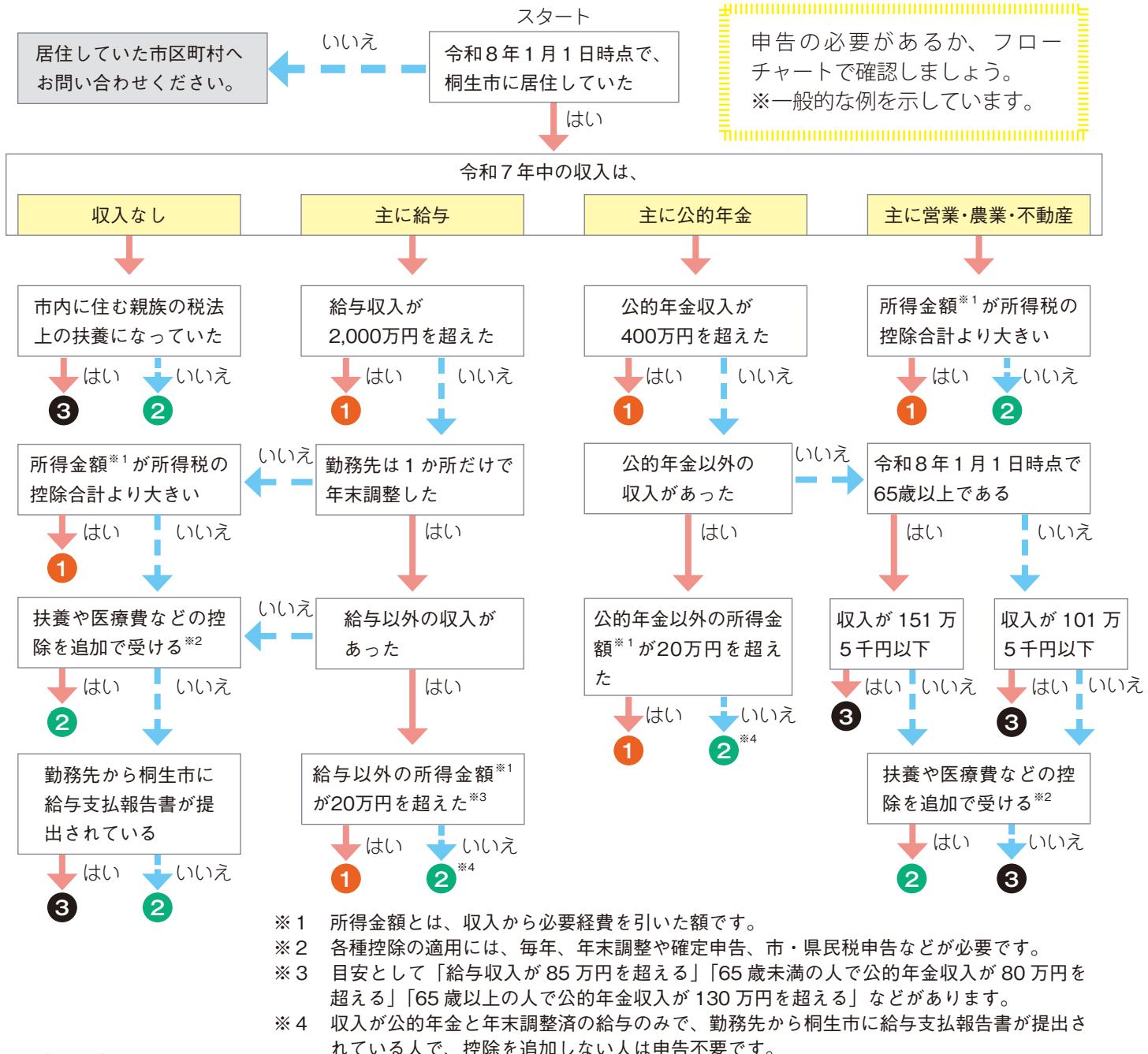


市民税・県民税・所得税の申告

市民税・県民税の申告内容は、課税のための資料となるほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料などの算定の資料になります。申告をしないと、課税内容の証明や保険料の算定などに影響

が出る場合があります。また、申告内容によっては、所得税の確定申告が必要になる場合があります。申告が必要な人は、期限までに必ず申告してください。
問い合わせ=税務課市民税担当(☎46-1045)



判定結果

1 所得税の確定申告が必要	原則、市・県民税の申告は必要ありません。 ※所得税額が発生しなければ、市・県民税の申告のみでよい場合 があります。	…5ページへ
2 市・県民税の申告が必要	※所得税の還付を受けるためには、市・県民税の申告ではなく、 所得税の確定申告が必要です。	…6ページへ
3 所得税の確定申告や市・県民税申告は不要	収入がない人で課税（非課税）証明書・所得証明書が必要な場合は、市・県民税の申告が必要です。給与収入があり、年末調整をしていない人は、確定申告をすることで所得税の還付を受けられる場合があります。	

判定結果 **1** の人は、こちらをご覧ください

所得税の確定申告

問い合わせ=桐生税務署（☎22-3121、自動音声に従い「2」を選択）

「書かない確定申告」をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、確定申告書の作成、
e-Taxによる送信（提出）、印刷ができますので、ぜひご利用ください。

▶書面で申告する人へ

令和7年1月以降は、確定申告書などの控えに收受日付印の押なつを行っていません。申告書などの提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願



▲確定申告書等作成コーナー

いします。

e-Taxを利用した場合は、申告データの送信後にメッセージボックスから送信日や申告内容を確認することができます。

▶マイナンバーカードの有効期限にご注意を

マイナンバーカードには、カード本体と電子証明書にそれぞれ10年・5年の有効期限があります。有効期限を過ぎた場合、e-Taxなどの利用ができませんので、早めに更新手続きをお願いします。



▲デジタル庁公式note

令和7年分確定申告会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。スマートフォンを持っている人は、スマートフォンを利用して申告書を作成します。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーカードとマイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード2種（数字4桁と英数字6～16桁のパスワード）が分かるものをお持ちください。

期間=2月16日（月）～3月16日（月）※土、日、祝日を除く

相談受付時間=午前8時30分～午後4時

相談開始時間=午前9時から

場所=桐生税務署4階会議室（末広町）

※入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※午後4時前であっても、入場整理券の配布状況により、相談受付を終了する場合があります。

※1月5日（月）から2月13日（金）までの間は、税務署内に確定申告会場はありません。申告相談を希望する場合は、事前に相談日などの電話予約をお願いします。



▲国税庁LINE公式アカウント

確定申告書作成の際のお願い

市役所の申告会場でも所得税の確定申告を受け付けていますが、次に該当する所得や控除の申告は、市役所で

- ▶土地・建物の譲渡所得
- ▶株式などの譲渡所得
- ▶青色申告
- ▶肉用牛の売却による所得
- ▶山林所得
- ▶先物取引、外国為替証拠金取引（FX）、暗号資産による雑所得
- ▶非居住者の国内源泉所得
- ▶住宅借入金等特別控除一年目の適用

は受け付けできません。ご自身で確定申告書などを作成するか、税務署または税理士にご相談ください。

- ▶国外居住者の扶養控除の適用
- ▶繰越控除（純損失・雑損失）の適用
- ▶雑損控除の適用
- ▶外国税額控除の適用
- ▶亡くなった人の準確定申告
- ▶過年分の確定申告
- ▶修正申告・更正の請求
- ▶贈与税・消費税に係る申告

問い合わせ=税務課市民税担当 (☎46-1045)

スマートフォンやパソコンで電子申告ができます

令和8年1月から、eLTAXからマイナンバーカードを利用して市民税・県民税の電子申告ができるようになりました。詳しくは、右下の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

▶電子申告に必要なもの

①スマートフォンまたはパソコン

(マイナポータルアプリとICカード読み取り機能が必要です)

②マイナンバーカード



▲市ホームページ(市・県民税の申告受付)

③マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード2種(数字4桁と英数字6~16桁のパスワード)

④申告受付完了などの連絡を受信するメールアドレス
⑤収入や控除に関する各種証明など

▶相談を受け付けています

市役所で実施する市民税・県民税の申告会場でも電子申告の相談を受け付けますので、「電子申告に必要なもの」を持って会場へお越しください。

市民税・県民税の申告書は郵送でも受け付けます

3月16日(月)までに、申告書に必要事項を記入し、収入や控除に関する各種証明書など(コピー可)と併せて、税務課市民税担当(〒376-8501桐生市役所)へ郵送してください。書類の内容を確認する場合がありますので、日中連絡が取れる電話番号を必ず

記入してください。

申告用紙は、税務課(市役所2階)、新里・黒保根支所、各公民館、市ホームページにあります。自宅などに申告用紙を郵送することも可能ですので、希望する場合は税務課市民税担当へご連絡ください。

申告時に必要なもの

対象	必要書類など												
申告者全員	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード (マイナンバーカードがない場合は、個人番号が分かれる書類と運転免許証などの本人確認書類) 利用者識別番号が分かれる書類 (所得税の確定申告を電子送信する人のみ) 												
所得がある人	<table border="1"> <tr> <td>給与所得、年金所得</td><td>源泉徴収票、給与明細など</td></tr> <tr> <td>営業・農業・不動産所得</td><td>収支内訳書 ※事前に作成が必要</td></tr> <tr> <td>雑・一時所得</td><td>収入金額・必要経費が分かれる書類</td></tr> <tr> <td>配当所得</td><td>支払通知書、特定口座年間取引報告書など</td></tr> </table>	給与所得、年金所得	源泉徴収票、給与明細など	営業・農業・不動産所得	収支内訳書 ※事前に作成が必要	雑・一時所得	収入金額・必要経費が分かれる書類	配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書など				
給与所得、年金所得	源泉徴収票、給与明細など												
営業・農業・不動産所得	収支内訳書 ※事前に作成が必要												
雑・一時所得	収入金額・必要経費が分かれる書類												
配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書など												
控除を受けたい人	<table border="1"> <tr> <td>社会保険料控除</td><td>支払額などの証明書、領収書など</td></tr> <tr> <td>生命保険料控除、地震保険料控除</td><td>控除証明書、支払額などの証明書</td></tr> <tr> <td>医療費控除</td><td>医療費控除の明細書 ※事前に作成が必要</td></tr> <tr> <td>勤労学生控除</td><td>学生証、在学証明書など</td></tr> <tr> <td>障害者控除</td><td>障害者手帳、障害者控除対象者認定書など</td></tr> <tr> <td>寄附金控除</td><td>受領証明書、寄附金控除に関する証明書</td></tr> </table>	社会保険料控除	支払額などの証明書、領収書など	生命保険料控除、地震保険料控除	控除証明書、支払額などの証明書	医療費控除	医療費控除の明細書 ※事前に作成が必要	勤労学生控除	学生証、在学証明書など	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	寄附金控除	受領証明書、寄附金控除に関する証明書
社会保険料控除	支払額などの証明書、領収書など												
生命保険料控除、地震保険料控除	控除証明書、支払額などの証明書												
医療費控除	医療費控除の明細書 ※事前に作成が必要												
勤労学生控除	学生証、在学証明書など												
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など												
寄附金控除	受領証明書、寄附金控除に関する証明書												

※そのほか、各種所得の申告や控除の適用に必要なものを用意ください。

事前準備のお願い

事業所得や不動産所得に係る「収支内訳書」、医療費控除の適用を受ける場合の「医療費控除の明細書」は、事前に作成してください。作成していない場合は申告を受け付けることができません。



キノピー

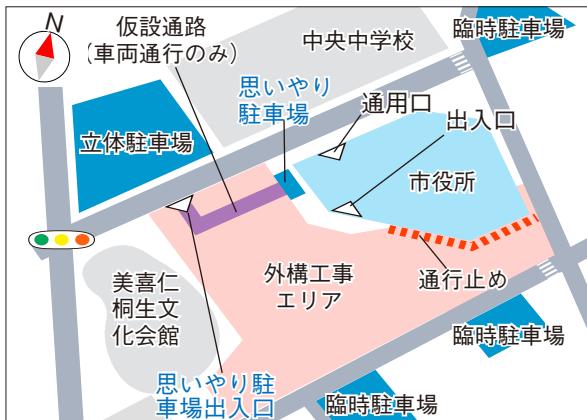
申告会場での受付

今年度の申告会場は、市役所、新里・黒保根支所の3か所です。各会場とも地区別の日程で申告を受け付けます。

当日の受付時間内に受け付けをして、順番までお待ちください。混雑状況などによりお呼びする順番が前後する場合がありますので、ご了承ください。

市役所にお越しの際は、構内駐車場および周辺道路の工事のため、臨時駐車場をご利用ください。庁舎敷地内は、工事の状況によって通行できなくなる箇所があります。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

申告受付期間中の市役所周辺図



市役所(1階多目的スペース)

受付時間=午前9時～午後4時 ※土、日、祝日を除く

期日	対象地区
2月	12日(木)・13日(金) 16区(川内町一～五丁目)
	16日(月)～18日(水) 15区(相生町一～五丁目*)
	19日(木)～24日(火) 14区(梅田町一～五丁目)、17区(菱町一～五丁目)
	25日(水)～27日(金) 12区(広沢町一～三丁目、桜木町**)、13区(広沢町四～七丁目、広沢町間ノ島)
3月	2日(月)・3日(火) 11区(境野町一～七丁目)
	4日(水) 9区(永楽町、小曾根町、宮本町一～四丁目、宮本町)、10区(東久方町一～三丁目、西久方町一・二丁目、天神町一～三丁目、平井町)
	5日(木) 8区(末広町、宮前町一・二丁目、堤町一～三丁目、巴町一・二丁目、元宿町)
	6日(金) 6区(仲町一～三丁目、川岸町、泉町、東町、高砂町、旭町)、7区(東一～七丁目)
	9日(月) 4区(新宿一～三丁目、三吉町一・二丁目、小梅町、琴平町)、5区(浜松町一・二丁目)
	10日(火) 1区(本町一～三丁目、横山町)、2区(本町四～六丁目)、3区(稻荷町、錦町一～三丁目、織姫町、美原町、清瀬町)
	11日(水)～16日(月) 市内全地区

※相生町一・二丁目は15区、桜木町は12区で設定。

新里支所(3階大会議室)

期日	対象地区	受付時間
2月 5日(木)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	午前9時～午後4時
6日(金)	21区(新川)	
9日(月)	19区(赤城山、板橋、関、高泉、大久保、奥沢、上鶴ヶ谷)	
10日(火)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	
12日(木)	21区(新川)	
13日(金)	19区(赤城山、板橋、関、高泉、大久保、奥沢、上鶴ヶ谷)	
16日(月)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	
17日(火)	21区(新川)	
18日(水)	20区(下鶴ヶ谷、山上、小林、武井、野)	
19日(木)	21区(新川)	

黒保根支所(1階フロア)

期日	受付時間	対象地区
2月 20日(金)・24日(火)・25日(水)	午前9時～午後3時	黒保根地区
	午前9時～正午	
3月 2日(月)	午前9時～正午	